

令和8年度 巡回による特定健康診査等業務委託仕様書

1 委託業務名称

巡回による特定健康診査等業務委託

2 契約期間および受診期間

契約期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。

受診可能期間は令和8年7月1日から令和9年1月31日までとする。

ただし、特定保健指導については、委託期間中に初回面談を実施した場合は終了（脱落や資格喪失等による途中終了も含む。）するまでを有効期間とする。

3 健診会場

- (1) 滋賀県内に10か所以上手配すること。また、1か所につき複数回、健診を実施すること。ただし、一部の地域に集中することがないようにすること。
- (2) 京都府に最低1か所以上手配すること。また、原則1か所につき複数回、健診を実施すること。
- (3) 前2項を合わせて合計11か所以上の健診会場を手配すること。また、原則1か所につき複数回、健診実施すること。
- (4) 上記(1)～(3)の会場は、原則健診実施日の1か月前まで申込を受付できる会場とすること（但し、満員となった場合はこの限りではない）。
- (5) 「8月末日時点で予約可能な会場」が11か所以上あること。

4 業務委託概要

健診案内書（2種）・申込書の作成、健診会場を京都府と滋賀県内に11か所以上手配し、平成19年厚生労働省令第157号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及び厚生労働省告示の規定に基づき特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）を実施するもの。

5 対象者

次に掲げる者のうち、令和9年3月31日における年齢が40歳以上であり、かつ、特定健康診査の受診をする者については特定健康診査受診日、特定保健指導を利用する者については特定保健指導初回指導日における年齢が75歳未満であるものとする。

（1）公立学校共済組合滋賀支部の一般組合員および短期組合員の被扶養者（以下「一般等被扶養者」という。）

（2）公立学校共済組合滋賀支部の短期組合員で、事業主による定期健康診断の対象外とされた者（以下「短期組合員」という。）

（3）公立学校共済組合滋賀支部の任意継続組合員およびその被扶養者（以下「任継組合員等」という。）

6 対象者数及び受診予定者数

(1) 対象者数

約2,200人

(2) 受診予定者数

ア 巡回による特定健診受診予定数

約 300 人（対象者数のうち 13.6%を想定）

イ 巡回による特定保健指導受診予定数

動機付け支援 約 40 人（特定健診受診予定数の約 13%を想定）

積極的支援 約 30 人（特定健診受診予定数の約 10%を想定）

受診予定数にあつては予定であり、実施人数を担保するものではない。

7 一般事項

(1) 一般事項

業務を実施するにあたっては、医療法、個人情報保護に関する法律等関係法規を遵守し、常に正確な検診結果を提供すべく適正に履行しなければならない。

(2) 事故発生時の報告

履行場所で事故等異常事態が発生した場合は、委託者まで電話により速報し適切な処置を行うこと。処置後は書面により委託者まで報告すること。

(3) 従事者の服務

ア 問診及び健診内容が他の受診者から見聞きできないよう、受診者のプライバシーに配慮すること。

イ 健診は、やり直しが無いよう最大限注意を払い実施すること。

ウ 受付時および受診時の本人資格確認を確実に実施し、対象者の資格に疑義がある場合は委託者に連絡のうえ確認すること。

8 業務委託内容

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施

平成 19 年 12 月厚生労働省令第 157 号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及びその規定に基づく厚生労働省告示等に基づき特定健康診査及び特定保健指導を実施すること。特定健康診査結果により特定保健指導対象者となった受診者については、特定保健指導対象者である旨を受診者に通知し、原則、巡回健診受診当日もしくは受診から 1 週間以内に特定保健指導を実施すること。また、初回面接は、令和 9 年 3 月 31 日までに終了すること。

(2) 案内書の作成

①巡回による特定健診等の実施にあたり、健診項目、健診費用（オプション検査も含む）、開催日時、会場、予約方法や受診のために必要な事項を分かりやすく記載した健診案内書、申込書、返信用封筒を 5(1) 一般等被扶養者および(2) 短期組合員向け【オプション検査共済負担あり：1,750 部】および 5(3) 任継組合員等向け【オプション検査共済負担なし：450 部】の 2 種に分け、対象者数分毎に作成すること。

②作成した案内書等は、指定された期日内に公立学校共済組合滋賀支部に提出し、内容の確認および校正を実施すること。

③【オプション共済負担あり】案内書一式 1,750 部のうち 1,700 部を発送委託先（別途指示）へ納品し、残りの 50 部を支部へ納品する。

④【オプション共済負担なし】案内書一式を 450 部のうち 430 部を発送委託先（別途指示）へ納品し残りの 20 部を支部へ納品する。

⑤発送委託先納品の段ボールには下記のラベルを正面および側面に貼付すること。

【オプション検査共済負担あり：1,750 部】

◆公立学校共済組合滋賀支部：支給同封物（○種類）【第3回同封物】

- ・巡回健診リーフレット(被扶養者向け)：○○○枚/1,700 枚
- ・巡回健診申込書(被扶養者向け)：○○○枚/1,700 枚
- ・返信用封筒：○○○枚/1,700 枚

【オプション検査共済負担なし：450 部】

◆公立学校共済組合滋賀支部：支給同封物（○種類）【第4回同封物】

- ・巡回健診リーフレット(任継向け)：○○○枚/430 枚
- ・巡回健診申込書(任継向け)：○○○枚/430 枚
- ・返信封筒：○○○枚/430 枚

〔案内書作成スケジュール〕（予定）

4月下旬 契約締結

5月中旬 案内書等一式内容校正

5月20日（目安） 案内書最終校正 PDF の提出

5月末日頃 【オプション共済負担あり】案内書一式を納品

1,750 部のうち 1,700 部を発送委託先（別途指示）へ納品
残りの 50 部を支部への納品

6月上旬 【オプション共済負担なし】案内書一式を納品

450 部のうち 430 部を発送委託先（別途指示）へ納品
残りの 20 部を支部への納品

7月上旬～下旬 【オプション共済負担あり】

上記の発送委託先より対象者の自宅あて送付

7月中旬～8月上旬 【オプション共済負担なし】

上記の発送委託先より対象者の自宅あて送付

(3) 特定健康診査の申込

申込受付は、複数の申込方法（電話、封書、WEB のうち 2 種以上）で対応することを基本とすること。

(4) 特定健康診査及び特定保健指導の内容

項目については、最新版の「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づき別紙「健診等項目一覧」のとおりとし、特定健康診査の実施にあたって全員に「必須項目」および「追加項目（血清クレアチニンおよび eGFR を含む）」を実施する。眼底検査については医師判断基準に基づき実施する。なお、特定保健指導は巡回健診受診当日もしくは受診から 1 週間以内の保健指導を可能とすること。

(5) 請求方法について

①特定健康診査

特定健康診査の契約単価に受診件数を乗じて得た額に、消費税率および地方消

費税率を乗じて得た額を加算した額を共済組合に請求すること。

②特定保健指導

別途、落札者と特定保健指導に関する「覚書」を締結し定める。

(6) オプション検査の実施及び請求方法

①5(1)一般等被扶養者および(2)短期組合員において、希望者にはオプション検査として仕様書別表1「一般等被扶養者および短期組合員オプション検査項目（共済負担あり）一覧」の検査を実施すること。また、費用については共済負担金額を差し引いた額を受診者に請求すること。共済負担金額は特定健康診査費用の請求と同時に共済組合へ請求すること。

仕様書別表2「一般等被扶養者および短期組合員その他のオプション検査項目（共済負担なし）一覧（例）」の検査項目については、一例であるため実施可能なオプション検査を設定し、実施すること。また、その他のオプション検査については全額受診者の負担のため、受診者に請求すること。

②5(3)任継組合員等においては、仕様書別表3「任意継続組合員等オプション検査項目（共済負担なし）一覧（例）」の例により実施可能なオプション検査を設定し、実施すること。任継組合員等のオプション検査の共済負担は実施しないため、検査費用は全額を受診者に請求すること。

(7) 健診結果通知等

健診実施後、健診結果を速やかに受診者に通知することともに、受診者からの質問に真摯に対応すること。また、再検査や精密検査が必要な受診者に対する体制を整え受診勧奨を行い、受診勧奨対象者および受診勧奨実施人数を当支部に報告すること。

(8) 特定健診等の結果及び報告書等の提出について

特定健診等の結果については、1ヶ月分の受診者をまとめた受診者一覧及び、受診結果を厚生労働省の定める電子的標準様式に基づき、XML形式によりCD等の電磁的記録媒体に記録のうえ、遅滞なく共済組合に提出すること。

(9) 特定健康診査受診券および特定保健指導利用券（セット券）の回収

共済組合発行の特定健康診査受診券（セット券）は健診時に回収し、XML形式の受診結果に受診券番号および利用券番号を記録した後個人情報の漏洩しない方法にて廃棄すること。

9 その他

- (1) 8(1)の特定健康診査結果により特定保健指導の対象となった者に対する面接の指導等については、別途覚書を締結する
- (2) その他健診及びその手続きに関して疑義が生じた場合は、その都度協議し、共済組合の承認を受け、その指示によること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、両者が協議してこれを定める。

以 上